と は労働基準法第２４条第１項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

１． は、毎月 日、賃金支払いの際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

 (1)

 (2)

 (3)

 (4)

 (5)

２．この協定は 年 月 日から有効とする。

３．この協定は、何れかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

 年 月 日

 使用者職氏名 印

 従業員代表 印